

容器包装利用・製造等実態調査の概要と 調査票の記入方法について

目次

I. 調査の概要	P2
II. 回答調査票について	P9
容器包装の「利用」・「製造等」を行っていない場合	
容器包装の「利用」・「製造等」を行っている場合	
III. 回答例 ※別資料「容器包装利用・製造等実態調査記入例」より抜粋	P14
【記入例1(P5)】 複数の業務で容器を利用する場合(例:酒造会社)	P14
【記入例3(P12)】 容器製造等事業者の場合(例:ガラスびん製造会社)	P20
【記入例4(P14)】 委託生産・輸入を行っている場合(例:百貨店)	P25
【記入例8(P24)】 利用事業者以外からの製造委託があった場合(例:プラ製容器製造・加工会社)	P31
【記入例9(P26)】 商品に複数の容器包装を用いる場合(例:化粧品会社)	P36
【記入例10(P28)】 小売に際してレジ袋を用いる場合(例:スーパー等)	P41
【記入例12(P33)】 事業所で自ら商品を製造し、販売している場合(例:ケーキ店)	P46
IV. よくある質問・回答の提出方法等	P51

I. 調査の概要

【調査の必要性】

- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」により、特定事業者(容器を製造している事業者、容器包装を利用している事業者、輸入業者)は、容器包装を利用・製造した量に応じた再商品化(リサイクル)の義務を負うことが定められています。
- 個々の事業者の再商品化義務量は、国が毎年度公表する「量」・「比率」等に基づいて算出されます。

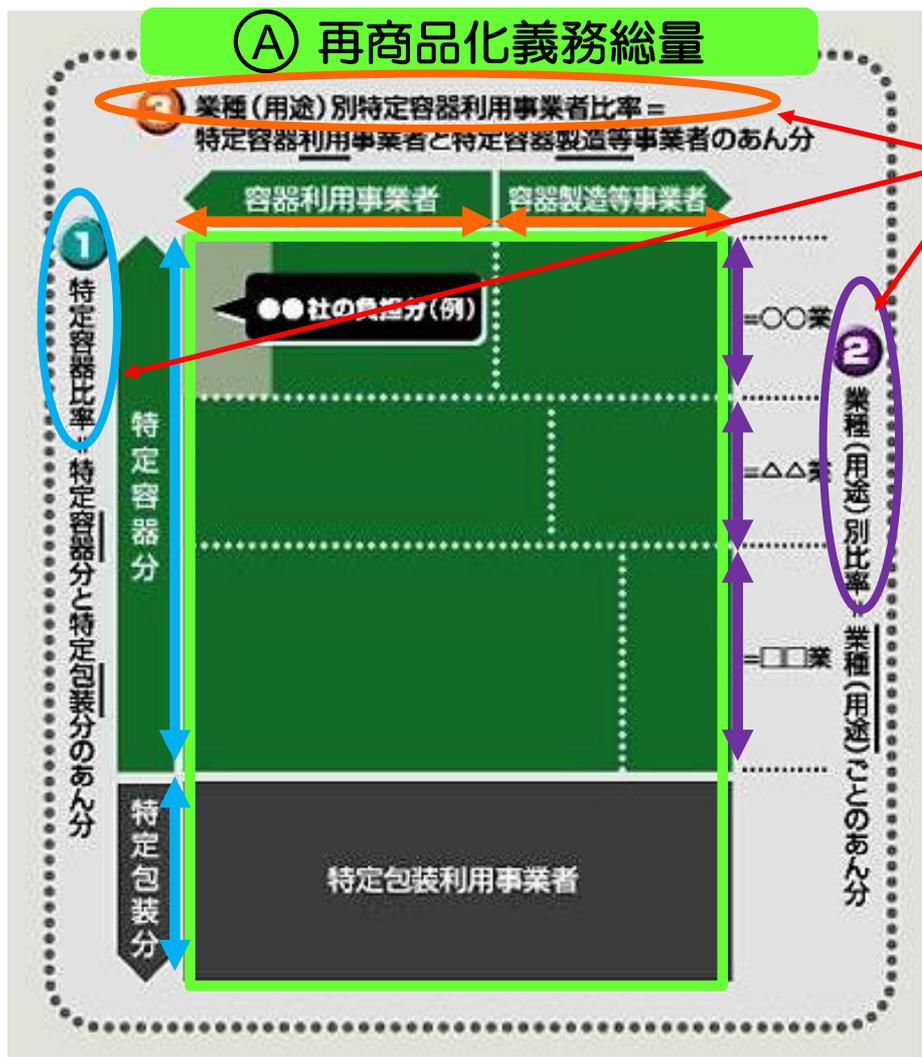
本調査は、この「量」・「比率」等を定めるために毎年度実施

定められた「量」・「比率」等により、各事業者の責任割合が決定

重要な調査であり、より正確な比率を算出するためには、
より多くのデータが必要

- 再商品化義務量を決定するための調査であることから、基本的に悉皆調査を行うべきものであるが、そのためには膨大な調査が必要となるため、標本調査として毎年度実施することとしています。

(参考)「量」・「比率」について



本調査により得られたデータを集計、分析し、これらの比率を求めます。

① 特定容器比率
 容器分と包装分とに分けます。

② 業種(用途)別比率
 業種(用途)に応じた比率であん分します。

③ 業種(用途)別特定容器利用者比率
 「利用」と「製造等」に応じた比率であん分します。

※①、②、③は国が調査して、年度ごとに決定し、発表します。

資料:(公財)日本容器包装リサイクル協会

【調査対象業種・数】

◆対象業種：

(経済産業省分)製造業、卸売業及び小売業

(農林水産省分)食料品製造業、卸売業及び小売業、外食産業、農林漁家等

◆調査票発送数：全国 約36,000事業体 (標本調査)

【調査事項】

再商品化義務の対象となる容器包装の製造・利用実態につき企業毎に次の事項を調査します。

- 全従業員数、総販売額の区分
- 連絡先
- 業務別販売額
- 容器利用事業者の容器包装の利用量
- 容器包装を用いた製品の販売額、その流通経路
- 容器メーカーの容器の出荷先、出荷量及び販売額

【調査結果の利用】

調査結果は再商品化義務を履行する事業者が、自身の再商品化義務量を算出する時に必要となる「**数量：容器包装廃棄物の業種別排出量等**」及び「**比率：業種別の分担比率等**」を国が算定する際の基礎資料として用います。

◆「容器包装」とは（調査対象とするもの）



無色、茶色、その他の色のガラス容器

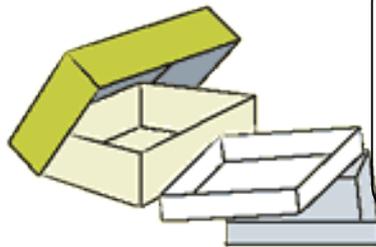
ガラス容器



飲料、食料品（しょうゆ、乳飲料、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢調味酢、ドレッシングタイプ調味料、料理酒、クッキングワイン）、酒用

上記以外のペットボトルはプラスチック製容器になる。

ペットボトル



紙箱、紙袋、紙トレイ、包装紙など

アルミ箔を使用しない飲料用紙パックは含まない。

紙製容器包装



プラスチックボトル、発泡スチロールトレイ・カップ、レジ袋、ラップフィルムなど

プラスチック製容器包装

※ 複合素材の場合は、素材のうち最も重いものに分類します

◆ 容器包装の「利用」・「製造等」とは

「利用」

- ① 商品を容器に**入れたり**、包装で**包んだり**すること
- ② 容器に**入れられたり**、包装に**包まれた商品を輸入**すること
- ③ 上記①、②を**他者に委託**すること

「製造等」

- ① **容器を製造**すること
- ② **容器を輸入**すること
- ③ 上記①、②を**他者に委託**すること

Ⅱ. 簡易回答票・実態調査票への回答

◆ 容器包装の「利用」・「製造等」を行っていない場合



令和●年度 容器包装利用・製造等実態調査

政府統計

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまふおそれがありますので、ご協力をお願いします。
2. 調査票は、事業所(工場)ごとではなく企業単位でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて令和●年度の実績(出ない場合は直前年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

※詳細は『記入上の注意』P2の2(2)～(3)(委託についてはP8)をご参照ください。

<回答の手順>



フェイスシートに記入(P1)

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答(P2)

2 容器包装の利用又は製造等の形態に

②でア、オを選択

②でイ、カを選択

3-1 〆(P4~6)

容器包装の利用の量及び販売額

3-2 〆(P4~6)

容器の利用の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合があります。該当するもの全てにご回答ください。

容器包装を利用・製造していない事業者のデータも量・比率等の決定に反映させる必要がある重要なデータとなります

～c.の該当するの1つに〇を付けてください。

～d.の該当するの1つに〇を付けてください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。(本票

※當んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:	
法人番号:	※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください
連絡先	
部署名:	
住所:	さい
電話:	さい
メールアドレス:	

簡易回答票へ記入し返送してください

※『記入上の注意』P2参照

〆. 2億4千万円超

簡易回答票

容器包装の利用・製造等を行っていない事業者用
簡易回答票

◎営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、本用紙に記入した上で、返送してください。

農林水産省・経済産業省

【FAX送信先】

容器包装利用・製造等実態調査事務局 行
FAX番号 ●●●●-●●●●-●●●●

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査による結果が公表される場合は、統計上の取扱いが適当なものとします。

①

貴社名：
法人番号：
部署名：
住所*：〒 — —
電話：
メールアドレス：

*住所欄につきましては、本調査票の送付先と現住所が異なる場合のみご記入いただければ結構です。

●以下の設問（1.、2.）の両方について、該当するものに○をしてください。

②

1. 令和●●年3月末時点での従業員数 ※『記入上の注意』P1参照	a. 5人以下 b. 6人以上 20人以下 c. 21人以上	} a.~c.の該当するもの1つに○を付けてください。
2. 令和●●年度総販売額 ※『記入上の注意』P1参照	ア. 7千万円以下 イ. 7千万円超 2億4千万円以下 ウ. 2億4千万円超	

●貴社（あなた）の業務の内容とその販売額
貴社（あなた）の営む業務ごとに、令和●●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

③

	販売額（単位：百万円）			
	兆	億	百万	円
I. 農林業としての販売額				
II. 漁業としての販売額				
III. 製造業としての販売額				
IV. 卸・小売業としての販売額				
V. 飲食店としての販売額				
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額				

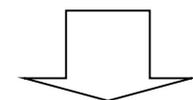
※詳細は『記入上の注意』P2「1. 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について」を参照ください。

ご協力ありがとうございました。

〈簡易回答票に関するお問い合わせ先〉
容器包装利用・製造等実態調査事務局 お問い合わせセンター
電話：●●●●-●●●●-●●●●
(土、日、祝日を除く、AM9:00~PM6:00)

容器包装の利用・製造を行っていない場合でも回答をお願いします

別資料「容器包装利用・製造等実態調査記入例」の【記入例6(P20)】も併せてご参照ください



簡易回答票に記入

- ① 企業名、法人番号、部署名、住所、電話番号、メールアドレス
- ② 従業員数、総販売額
- ③ 業務ごとの販売額



◆FAXで返送

もしくは

◆郵送で返送

調査票に同封の返信用封筒にて投函

◆ 容器包装の「利用」・「製造等」を行っている場合

実態調査票



政府統計

令和●年度 容器包装利用・製造等実態調査

本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆ 一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまふおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく企業単位でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて令和●年度の実績(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
 - b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
 - c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます)
 - d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)
- ※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

- (利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること
- (製造等) ①容器を製造すること、②容器を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること
- ※詳細は『記入上の注意』P2の2(2)～(3)(委託についてはP8)をご参照ください。

<回答の手順>



ご担当者様へご連絡が可能な先をご記入ください

フェイスシートに記入(P1)

- 1 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか
- 2 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか
 - 3-1 〇 (P4～6) 容器包装の利用の量及び販売額
 - 3-2 〇 (P6～7) 容器の利用の量及び販売額
 - 4 〇 (P8) 容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するものを全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか

1. 行っている
2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。(本票)

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:		
法人番号:	※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください	
連 絡 先	部署名:	
	住所:〒	— ※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください
	電 話:	※ご担当者様と連絡が可能な番号をご記入ください
	メールアドレス:	
1. 令和●年3月末時点での従業員数	a. 5人以下 b. 6人以上 20人以下 c. 21人以上	a.～c.の該当するもの1つに〇を付けてください。
2. 令和●年度総販売額	7. 7千万円以下 8. 7千万円超 2億4千万円以下 9. 2億4千万円超	7.～9.の該当するもの1つに〇を付けてください。

※『記入上の注意』P1参照

※『記入上の注意』P2参照

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）					
	兆	億	千万	百万	千	百
I. 農林業としての販売額						
II. 漁業としての販売額						
III. 製造業としての販売額						
IV. 卸・小売業としての販売額						
V. 飲食店としての販売額						
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額						

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください）。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（ア～ク）の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造しますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いたした業務』欄に記入してください。

《回答欄について》

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の表は、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装」をご参照ください。

注) 以下の整合にご留意ください

- ・表1で回答の販売額の合計額
- ・フェイスシート(調査票1ページ)の令和●年度の総販売額の選択回答

2. 令和●年度
総販売額

※『記入上の注意』P1 参照

ア, 7千万円以下

イ, 7千万円超 2億4千万円以下

ウ, 2億4千万円超

◆ 回答の手順と回答欄の構成

(チェックを実施)

Step1: 委託・受託の関係がある商品か否か

Step2: 容器包装利用・製造等の形態を選択

Step3: 利用・製造等をしている容器包装の種類を選択

(対応の回答欄)

対応する回答欄にて
容器包装利用量等を
業種別に回答

【2 回答欄 (容器包装別/容器包装利用・製造等の形態別チェックシート)】

貴社 (あなた) の容器包装利用・製造等の形態 (ア～ク) で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類 (a～h) すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装 (a.～h.) すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

		容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべてを選択してください。)	利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数に該当する場合、 複数の設問にお進みいただくことも あります。)
			a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a, b 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の関係がない商品	ア	自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売 (小売) にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	回答欄3-1へ
	イ	自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売 (小売) にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	/	/	回答欄3-2へ
	ウ	容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f	/	/	回答欄4へ
委託・受託の関係がある商品	エ	上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない/包 装材の製造・輸入のみを行っている 等】	a	b	c	d	e	f	/	/	この先の質問に回答する 必要はございません。
	オ	商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 その委託者である。(充填委託) ※『記注』P8の1.(1) Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。 (プライベートブランド等) ※『記注』P8の1.(2) (3) Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	g	h	回答欄3-1へ
	カ	容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	a	b	c	d	e	f	/	/	回答欄3-2へ
	キ	容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である(容器利用事業者の委託の場合) 又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ(容器利用事業者 以外の委託の場合)。 ※『記注』P8の2.(1) (2) Bに該当	a	b	c	d	e	f	/	/	回答欄4へ
	ク	受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f	/	/	この先の質問に回答する 必要はございません。

◆ 回答欄記入上の基本的な留意事項

注1) 表につき業種を1つのみ選択してください
 ⇒ 業種が複数の場合は、その業種数分
 表をご記入ください

注4)

- ・ ④⑤の値は、③の内数
 - ・ ④+⑤の合計値が③と一致
- ③国内利用量
 = ④自主回収認定容器利用量
 + ⑤容器包装利用量

回答欄3-1

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

注4)

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	注2) 容器包装の種類	①: 容器包装利用商品販売額 (百万円)	②: 輸出品利用量 (kg)	③: 国内利用量 (kg) <small>※中身重量は含まれません (他の欄も同様)</small>	④: 自主回収認定容器利用量 (kg)	⑤: 容器包装利用量 (③-④) (kg) <small>※③-④の値が入ります。</small>	⑥: 自主回収認定容器分を除く容器包装回収量 (kg)	⑦: ③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量 (kg)	⑧: ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください ↓ ⑨: 家庭系排出比率 (%)	
			注3)								
3-1	注1) 1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん (無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%	
		b. ガラスびん (茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%	
		c. ガラスびん (a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%	
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg				kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装			kg				kg	kg	%
		h. プラスチック製包装			kg				kg	kg	%

注2) 量・比率の決定に重要な項目のため、
 ①容器包装利用商品販売額 は記入必須です

注5)

- ・ ⑥⑦の値は、⑤の内数

注3) ①容器包装利用商品販売額が0以上の場合は、
 ③国内利用量を必ずご記入ください

回答欄3-2

3-2 容器の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) <small>※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)</small>	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) <small>※③-④の値が入 ります。</small>	⑥、⑦がわからない場合は ⑧欄に記入してください		⑧：家庭系 排出比率(%)	
								⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)		
3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%	
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%	
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

回答欄4

4 容器の製造等の量及び販売額

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけ○]	容器の種類	単位					
			①：容器の販売額(百万円)	a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、しょうゆ 加工品等、酒用)	e. 紙製容器
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
4	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他	①：容器の販売額(百万円)	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
		②：国内出荷量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		③：回収容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg
		④：②-③のうち業務用出荷容器量(kg)	kg	kg	kg	kg	kg	kg

【記入例1(P5)】 複数の業務で容器を利用する場合(例:酒造会社)

○×酒造株式会社

- ◆事業規模 : 従業者数 30人
総販売額 10億4千万円

◆業務内容

①酒類(清酒)の製造販売

年間販売額 10億円(百万本)

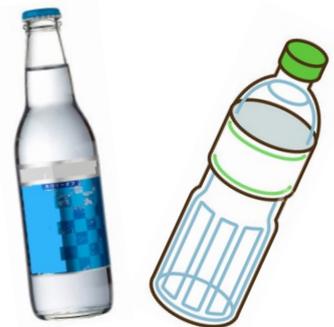
清酒・・・無色のガラスびん、茶色のガラスびんに入れて販売



②清涼飲料の製造販売

年間販売額 4千万円

ジュース・・・無色のガラスびん、ペットボトルに入れて販売



※容器はすべて国内で購入

【ポイント】: ペットボトルを利用又は製造等している場合、ボトル本体はペットボトルの欄、ふたはプラスチック製容器の欄、ラベルはプラスチック製包装の欄に記入する。



本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

政府統計

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

◆一般注意

1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまっておそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業体等は業体単位でご回答ください)。
3. 数値記入の質問は、すべて**令和●年度の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないもの)は除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか

1. 行っている
2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。(本票 ※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:	
法人番号:	※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください
連絡先	
部署名:	
住所:	〒 — ※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください
電話:	※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください
メールアドレス:	

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ※詳細は『
<回答

◆事業規模

従業員数 : 30人
総販売額 : 10億4千万円

フェイスシートに記入(P1)

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答(P2)

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

2でア、オを選択

2でイ、カを選択

2でウ、キを選択

3-1 ^ (P4～6)

3-2 ^ (P6～7)

4 ^ (P8)

容器包装の利用の量及び販売額

容器の利用の量及び販売額

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

1. 令和●年3月末時点での従業員数
※『記入上の注意』P1参照

- a. 5人以下
- b. 6人以上 20人以下
- c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和●年度総販売額
※『記入上の注意』P2参照

- a. 7千万円以下
- b. 7千万円超 2億4千万円以下
- c. 2億4千万円超

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）										
	兆	億	千	百	十	万	千	百	十	万	円
I. 農林業としての販売額											
II. 漁業としての販売額											
III. 製造業としての販売額			1	0				4	0		
IV. 卸・小売業としての販売額											
V. 飲食店としての販売額											
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額											

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください。

※商品を輸入して販売している場合は、IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）が容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、その旨を記載してください。）
 の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なりますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進みください。

◀回答欄について▶

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するかどうかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

- ①酒類の製造販売（販売額10億円）
 ②清涼飲料の製造販売（販売額4千万円）
 →ともに「**製造業**」に該当 ①+②=10億4千万円

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」(2)の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注) インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべてを選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類							
		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
委託・受託の関係がある商品	キ 容器の製造又は輸入について受委託があり、 受託者である（容器利用事業者の委託の場合）又は、容器の 素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ（容器利用事業者 以外の委託の場合）。※「記注」P8の2.(1)(2)Bに該当	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	ケ 容器の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

『ご回答いただく設問』
(ア～クのうち複数に該当する場合、
複数の設問にお進みいただくこともあります。)

→ P4～6の **3-1** へ

→ P6～7の **3-2** へ

→ P8の **4** へ

→ この先の質問に回答する
必要はございません。

→ P4～6の **3-1** へ

①酒類の製造販売
ガラスびん(無色・茶色)を使用

②清涼飲料の製造販売
ガラスびん(無色)、ペットボトルを使用

※容器はすべて国内で購入

注) ペットボトルのキャップ(ふた)は
プラスチック製容器に該当

注) ペットボトルのラベルは**プラスチ
ック製包装**の欄に該当

①酒類の製造販売

●無色びんの使用量 1本250g × 10万本 = 25,000kg・・・a-③欄

無色びんの清酒は業務用に約4万本(10,000kg相当)を出荷しており、その空きびんを1万本(2,500kg相当)を回収(認定外)している。

業務用 10,000kg (うち回収2,500kg)・・・a-⑥欄 2,500kg、a-⑦欄 7,500kg(10,000-2,500)
家庭用 15,000kg

商品販売額 1本1,000円 × 10万本 = 1億円(100百万円)・・・a-①欄

●茶色びんの使用量 1本1kg × 90万本 = 900,000kg・・・b-③欄

商品販売額 1本1,000円 × 90万本 = 9億円(900百万円)・・・b-①欄

：自主回収の認定を受けている。 900,000kg・・・b-④欄

茶色びんについては、容り法第18条の「自主回収認定」(大臣認定)を受けている。

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) <small>※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)</small>	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) <small>※③-④の値が入り ます。</small>	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%)
			⑧：家庭系 排出比率(%)							
3 1	1. 食料品 2. 飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん(無色)	100 百万円	/	25,000 kg	0 kg	25,000 kg	2,500 kg	7,500 kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	900 百万円	/	900,000 kg	900,000 kg	0 kg	0 kg	0 kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	百万円	/	kg	kg	kg	kg	kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円	/	kg	/	/	kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		g. 紙製包装	/	/	kg	/	/	kg	kg	%
		h. プラスチック製包装	/	/	kg	/	/	kg	kg	%

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量 (kg)	③：国内 利用量 (kg)	④：自主回収 認定容器 利用量 (kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④) (kg)	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量 (kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量 (kg)	⑧：家庭系 排出比率 (%)
					※中身重量は含み ません (他の欄も 同様)		※③-④の値が入り ます。			
3 1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ ○)	a. ガラスびん (無色)	10 百万円		25,000 kg	0 kg	25,000 kg	0 kg	0 kg	%
		b. ガラスびん (茶色)								%
		c. ガラスびん (a. b以外)								%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	30 百万円		5,000 kg			0 kg	0 kg	%
		e. 紙製容器								%
		f. プラスチック製容器	30 百万円	0 kg	600 kg	0 kg	600 kg	0 kg	0 kg	%
		g. 紙製包装								%
		h. プラスチック製包装			400 kg			0 kg	0 kg	%

②清涼飲料の製造販売

- **無色びんの使用量** 1本250g × 10万本 = **25,000kg** a-③欄
商品販売額 1本100円 × 10万 = 1000万円 (**10百万円**) a-①欄
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。a-④、⑥、⑦欄 **0kg**
- **ペットボトル使用量** 1本25g × 20万本 = **5,000kg** d-③欄
商品販売額 1本150円 × 20万 = 3000万円 (**30百万円**) d-①欄
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。d-⑥、⑦欄 **0kg**
- **ペットボトルのふた使用量** 1本3g × 20万本 = **600kg** f-③欄 (**プラスチック容器**)
商品販売額 (上記ペットボトルと同じ) = 3000万円 (**30百万円**) f-①欄
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。f-④、⑥、⑦欄 **0kg**
- **ペットボトルのラベル使用量** 1本2g × 20万本 = **400kg** h-③欄 (**プラスチック包装**)
商品販売額 (記入しない)
: 全て家庭向けに販売。回収はしていない。h-⑥ ⑦欄 **0kg**

【記入例3(P12)】 容器製造等事業者の場合(例:ガラスびん製造会社)

株式会社〇×製瓶

◆事業規模 : 従業者数 100人
総販売額 50億円

◆業務内容

ガラスびんの製造

年間販売額 50億円

ガラスびん(無色・茶色)を製造

容器利用メーカー(食料品製造業、酒類製造業)に出荷





本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

政府統計

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

- ◆一般注意
1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまうおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
 2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業者等は業体単位でご回答ください)。
 3. 数値記入の質問は、すべて**令和●年度の実績**(出ない場合は直前年度の実績)を記入してください。
 4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を製造すること

※詳細は『記入上の注意』P11をご参照ください。

<回答の手順>

◆事業規模

従業員数 : 100人

総販売額 : 50億円

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。(本票

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名:	
法人番号:	※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください
連 絡 先	
部署名:	
住 所:	〒 — ※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください
電 話:	※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください
メールアドレス:	

1. 令和●年3月末時点での従業員数

- a. 5人以下
- b. 6人以上 20人以下
- c. 21人以上

a.~c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和●年度総販売額

- a. 7千万円以下
- b. 7千万円超 2億4千万円以下
- c. 2億4千万円超

a.~c.の該当するもの1つに○を付けてください。

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）										
	兆	億	千	百	十	万	千	百	十	万	円
I. 農林業としての販売額											
II. 漁業としての販売額											
III. 製造業としての販売額			5	0				0	0		
IV. 卸・小売業としての販売額											
V. 飲食店としての販売額											
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額											

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください）。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）の営む業務によっては同じ容器包装でも利用・製造等の形態が異なる場合がありますので、ここでは、それらすべてについてお答えください。）

（委託・受託の関係）

容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合は、選択肢（ア～エ）のうち該当する記号に○を付け、受委託関係がある場合

◎次にその○を付けた記号の右側の『ご回答いただく設問』へお進み

◀回答欄について▶

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するかどうかは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

ガラスびんの製造は「**製造業**」に該当
総販売額は**50億円**

託・委託関係

当する容器包

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）】

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

左で選択した容器包装の利用・製造等の形態において、あてはまる容器包装（a.～h.）すべてに○をつけた上で、該当する形態ごとに、欄外右の『ご回答いただく設問』で示された設問にお進みください。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								『ご回答いただく設問』 (ア～クのうち複数に該当する場合、 複数の設問にお進みいただくこともあります。)
		a. ガラス びん (無色)	b. ガラス びん (茶色)	c. ガラス びん (a. b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラス チック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラス チック製 包装	
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	/	/	→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f	/	/	→ P8の 4 へ
委託・受託の関係がある商品	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包 装材の製造・輸入のみを行っている 等】	a	b	c	d	e	f	/	/	→ この先の質問に回答する 必要はございません。
	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 その委託者である。(充填委託) ※「記注」P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の決定権をもつ (プライベートブランド等) ※「記注」P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れら	/	/	/	/	/	/	/	/	→ P6～7の 3-2 へ
	キ 容器の製造又 受託者で 素材、構造 以外の委託の場合)。 ※「記注」P8の2.(1)(2)Bに該当	/	/	/	/	/	/	/	/	→ P8の 4 へ
ク 受委託関係にあるが、上記オ～キに該当しない。	a	b	c	d	e	f	/	/	→ この先の質問に回答する 必要はございません。	

「無色のガラスびん」と「茶色のガラスびん」を製造

◆無色びんの販売額・出荷(販売)量

●食料品製造業に出荷

容器販売額 600万円 a-①欄

容器出荷量 1本1kg×7万本

=70,000kg a-②欄

●酒類製造業に出荷

容器販売額 200万円 a-①欄

容器出荷量 1本1kg×3万本

=30,000kg a-②欄

※無色びんは回収していない。 a-③欄

◆茶色びんの販売額・出荷(販売)量

●全量を酒類製造業に出荷

容器販売額 4800万円(48百万円) b-①欄

容器出荷量 1本1kg×80万本

=800,000kg b-②欄

※茶色びんも回収していない。 b-③欄

※びんの出荷先である酒類製造業者の出荷データにより、当該茶色びんを用いた酒類が業務用に10%(80,000kg)出荷されていることが判明。 b-④欄

4 容器の製造等の量及び販売額

回答欄	出荷対象業種 (容器に入れる商品の業種) [1つだけ○]	容器の種類	単位		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a. b以外)	d. ペットボトル (飲料、しょうゆ、しょうゆ 加工品等、酒用)	e. 紙製容器	f. プラスチック 製容器
			①: 容器の販売額(百万円)	②: 国内出荷量(kg)	③: 回収容器量(kg)	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)	百万円	kg	百万円	百万円
4	1. 食料品	2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		6					
	3. 酒類	4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		70,000					
	5. 医薬品	6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)							
	7. 小売業	8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)		0					
4	1. 食料品	2. 清涼飲料等	①: 容器の販売額(百万円)		2	48				
	3. 酒類	4. 油脂加工等	②: 国内出荷量(kg)		30,000	800,000				
	5. 医薬品	6. 化粧品等	③: 回収容器量(kg)		0	0				
	7. 小売業	8. その他	④: ②-③のうち業務用出荷容器量(kg)			80,000				

【記入例4(P14)】 委託生産・輸入を行っている場合(例:百貨店)

株式会社〇×百貨店

- ◆事業規模 : 従業者数 100人
総販売額 100億円

◆業務内容

①食料品の委託生産販売(プライベートブランド)

年間販売額 10億円

生産を他企業に委託し、無色のびんを利用。容器を指示。



②食料品の輸入販売(国内で充てん)

年間販売額 3億円

ジャムを輸入し、国内で無色のびんに充填し販売。

びんは全て購入。



③酒類(びん入り)の輸入販売

年間販売額 2億円

びん(その他の色)入りのワインを輸入し販売。





本調査の結果は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく再商品化義務量の算定に必要な量、比率等を主務大臣が定める際の基礎資料以外の目的には使用いたしません。また、この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。

政府統計

秘 容器包装利用・製造等実態調査票

農林水産省・経済産業省

- ◆一般注意
1. 本調査は、特定事業者の再商品化義務量、業種別の負担割合等について定めるための基礎情報を得る調査です。皆様にご協力いただけない場合、算出結果が実態と乖離し、各事業者の再商品化義務量も実態と異なってしまふおそれがありますので、ご協力をお願いいたします。
 2. 調査票は、事業所(工場等)ごとではなく**企業単位**でご回答ください(農業事業者等は業体単位でご回答ください)。
 3. 数値記入の質問は、すべて**令和●年度の実績**(出ない場合は直近年度の実績)を記入してください。
 4. 本調査へは、(公財)日本容器包装リサイクル協会の再商品化委託申込を行われた方もご回答ください(詳細は『Q&A集』のQ2をご参照ください)。

○本調査において「容器包装」とは、以下のa)～d)に示す容器や包装を指します。

- a) ガラスびん
- b) ペットボトル(食料品(乳飲料、しょうゆ、しょうゆ加工品等)用、清涼飲料用、酒類用)
- c) 紙製容器包装(主として紙製の箱、袋、カップ、包装紙などを指します。ただし、段ボールと紙バック(アルミの利用されていないものは除きます)
- d) プラスチック製容器包装(主としてプラスチック製の箱、ボトル、カップ、袋などを指します。ただし、上記b)のペットボトルは除きます)

※詳細は『記入上の注意』P5「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

○容器包装の「利用」、容器の「製造等」とは、それぞれ以下の①～③を指します。

(利 用) ①商品を容器に入れたり、包装で包んだりすること、②容器に入れられたり、包装で包まれた商品を輸入すること、③前記①、②を他者に委託すること

(製造等) ①容器を

※詳細は『記入上

<回答の手順

◆事業規模

従業員数 : 100人

総販売額 : 100億円

1 貴社(あなた)の業務の内容とその販売額について回答(P2)

2 容器包装の利用又は製造等の形態について回答(P2～3)

②でア、オを選択

②でイ、カを選択

②でウ、キを選択

3-1 ㄱ (P4～6)

3-2 ㄱ (P6～7)

4 ㄱ (P8)

容器包装の利用の量及び販売額

容器の利用の量及び販売額

容器の製造等の量及び販売額

※3、4どちらも回答いただく場合もあります。該当するもの全てにご回答ください。

◎別紙『記入上の注意』をよくお読みの上、以下の問いにお答えください。

問 貴社(あなた)の業務において、容器包装の利用、容器の製造等を行っていますか。

1. 行っている

2. 行っていない

本票にご回答ください。

同封の『簡易回答票』にご回答ください。(本票

※営んでいる業務において容器包装の利用及び製造等をまったく行っていない場合でも、『簡易回答票』に記入の上、ご返送ください。

フェイスシート

貴社名 :

法人番号 :

※番号が異なる場合は正しい番号をご記入ください

連絡先

部署名 :

住所 : 〒

※本調査票の送付先と異なる場合はご記入ください

電話 :

※ご担当者様に連絡が可能な番号をご記入ください

メールアドレス :

1. 令和●年3月末時点での従業員数

a. 5人以下

b. 6人以上 20人以下

c. 21人以上

a.～c.の該当するもの1つに○を付けてください。

2. 令和●年度総販売額

ㄱ. 7千万円以下

ㄱ. 7千万円超 2億4千万円以下

ㄱ. 2億4千万円超

ㄱ.～ㄱ.の該当するもの1つに○を付けてください。

※『記入上の注意』P2参照

1 貴社（あなた）の業務の内容とその販売額について

◎貴社（あなた）の業務の内容としてあてはまるすべての業務の番号に○を付け、業務ごとに令和●年度（事業年度）の販売額を記入してください。

- ・業務は日本標準産業分類に準じます。
- ・主たる業務だけではなく、あてはまるすべての業務の販売額を記入してください（容器包装に関連する販売額のみではありません）。

- ・金額は、百万円未満を四捨五入して、「百万円」まで記入してください。
- ・販売額とは各業の売上高を意味し、農業にあっては農産物販売額、漁業にあっては漁獲物販売額、林業にあっては林産物販売額、製造業にあっては製造品出荷額、卸売業及び小売業にあっては商品販売額を、それぞれ記入してください。
- ・販売額には、消費税を含めた額を記入してください。
- ・為替レートは決算時のものを使用してください。

業 務	令和●年度販売額（百万円）					
	兆	億	百万	千	百	円
I. 農林業としての販売額						
II. 漁業としての販売額						
III. 製造業としての販売額						
IV. 卸・小売業としての販売額		100			00	
V. 飲食店としての販売額						
VI. その他の業（建設業、サービス業等）としての販売額						

※農家であってもジュースを工場・作業所で製造している場合、その分の販売額は清涼飲料製造業（「III. 製造業としての販売額」として記入してください）。

※商品を輸入して販売している場合は、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に回答してください。ただし、医薬品を中身だけ輸入して、国内で容器に入れて販売している場合、その販売額は「IV. 卸・小売業としての販売額」ではなく、「III. 製造業としての販売額」の欄にご記入ください。

※製造小売業の販売額については、「IV. 卸・小売業としての販売額」の欄に記入してください。ただし、小売するものが飲食料であって店内に飲食スペースがあり、飲食店業務が主業である場合は「V. 飲食店としての販売額」の欄に記入してください。

2 容器包装の利用又は製造等の形態について

◎貴社（あなた）が利用又は製造している容器包装（a.～h.）について、利用・製造等（委託・受託の関係）の形態（ア～ク）ごとに該当する記号すべてに○を付けてください。（貴社（あなた）が容器包装ごとに、容器自体や容器包装利用商品に関する受委託関係がない場合の営む業務によりますので、この場合も○を付けてください。）

◎次にその○を

◀回答欄につい

（対象となる容器包装）

利用・製造等している容器包装材が回答欄の容器包装（a.～h.）に該当するか否かは、別紙『記入上の注意』P5～7の「容器包装に関する基本的な考え方」をご参照ください。

（インプラントの扱い）

「インプラント」に関しては、別紙『記入上の注意』P2の「2 容器包装の利用又は製造等の形態について」（2）の※をご参照の上、特定容器利用事業者又は特定容器製造等事業者であるかの判断をしてください。

注）インプラントとは、特定容器利用事業者が工場内で容器を製造している場合、例えば、プラスチック製フィルムを原反で購入した食品メーカーが工場内でそれを基に製袋し、商品化している場合を指します。

業務は小売業（百貨店業務。委託も含む。）で「卸・小売業」に該当。
輸入業務も「卸・小売業」に該当。総販売額は100億円。

【2 回答欄（容器包装別／容器包装利用・製造等の形態別チェックシート）

貴社（あなた）の容器包装利用・製造等の形態（ア～ク）で該当するものすべてを選択してください。次に右の欄で、形態ごとにあてはまる容器包装の種類（a～h）すべてに○を付けてください。

②食料品（ジャム）を輸入し、
国内で購入した**無色びん**に充填し販売。

容器包装利用・製造等の形態 (ア～クのうち該当するものすべて選択してください。)		利用・製造等している容器包装の種類								
		a. ガラスびん (無色)	b. ガラスびん (茶色)	c. ガラスびん (a, b. 以外)	d. ペット ボトル	e. 紙製 容器	f. プラスチック製 容器	g. 紙製 包装	h. プラスチック製 包装	
委託・受託の関係がない商品	ア 自ら製造又は輸入した商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 国内で購入した容器に入れている。もしくは、 包装に包んでいる。 又は、包装に包まれた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	イ 自ら製造又は輸入した商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、商品の販売（小売）にあたり、商品を 自ら製造又は輸入した容器に入れている。 又は、容器に入れられた商品を、輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ
	ウ 容器を、製造又は輸入している。	a	b	c	d	e	f			→ P8の 4 へ
	エ 上記ア～ウ以外【容器の利用・製造・輸入は行っていない／包装材料の製造・輸入のみを行っている等】	a	b	c	d	e	f			→ この先の質問に回答する必要はございません。
委託・受託の関係がある商品	オ 商品の容器包装への充填や梱包のみについて受委託があり、 その委託者である。（充填委託） ※「記注」P8の1.(1)Aに該当 又は、商品の容器包装への充填や梱包に加え、 中身商品の製造・輸入や、販売について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の 決定権をもつ 。 （プライベートブランド等） ※「記注」P8の1.(2)(3)Aに該当 又は、包装に包まれた商品の輸入について受委託があり、 容器包装の素材、構造、自己の商標使用等の 決定権をもつ	a	b	c	d	e	f	g	h	→ P4～6の 3-1 へ
	カ 容器に入れられた商品の輸入について受委託があり、 容器の素材、構造、自己の商標使用等の 決定権をもつ	a	b	c	d	e	f			→ P6～7の 3-2 へ

『ご回答いただく設問』
(ア～クのうち複数の該当する場合、
複数の設問にお進みいただくこともあります。)

①食料品の生産を委託し、容器を指示して
無色びんを利用。（委託・受託の関係あり）

③**びん(その他の色)**入りの
ワインを輸入し、販売。

ポイント： 別々の業務内容でも、同業種で同じ容器包装を利用・製造し、同じ表に誘導された場合は合算して記入する。

① 食料品の委託生産販売

食料品を委託生産した場合、委託者を**食料品製造業**と見なす。

商品販売額 10億円(1,000百万円) a-①欄

無色びんの使用量 1本100g×10万本=10,000kg a-③欄

すべて家庭向けで回収なし a-④、⑥、⑦欄は0kg

② 食料品の輸入販売

食料品を輸入し、国内で分配・販売した場合、輸入者を**食料品製造業**と見なす。

商品販売額 3億円(300百万円) a-①欄

無色びんの使用量 1本50g×100万本=50,000kg a-③欄

すべて家庭向けで回収なし a-④、⑥、⑦欄は0kg

①と②
を合算

3-1 容器包装の利用の量及び販売額

回収が0kgなので利用量は60,000kg

回答欄	商品から見た業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器包装の種類	①：容器包装利用商品販売額(百万円)	②：輸出品利用量(kg)	③：国内利用量(kg) ※中身重量は含みません(他の欄も同様)	④：自主回収認定容器利用量(kg)	⑤：容器利用量(③+④) ※③-④の値が入ります。	⑥：自主回収認定容器分を除く容器包装回収量(kg)	⑦：③-④-⑥のうち業務用出荷容器包装量(kg)	⑧：家庭系排出比率(%) ⑥、⑦がわからない場合は⑧欄に記入してください
3-1	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品	a. ガラスびん(無色)	1,300		60,000	0	60,000	0	0	%
		b. ガラスびん(茶色)								%
		c. ガラスびん(a.b以外)								%
		d. ペットボトル								%
		h. プラスチック製包装								%

①の販売額1,000百万円
+②の販売額300百万円

①の使用量10,000kg
+②の使用量50,000kg

全て家庭向け販売で回収はしていない。

③酒類(びん入り)の輸入販売

容器に入った酒類を輸入した場合、輸入者を**酒類製造業**と見なす。

商品販売額 2億円(200百万円) c-①欄

その他の色のびん使用量 1本100g×1万本=1,000kg c-③欄

全て家庭向け販売。回収はしていない。 c-④、⑥、⑦欄

3-2 容器の利用の量及び販売額

回答欄	同品がらんに業種 (あてはまる業種番号に各欄1つだけ○を付けてください。)	容器の種類	①：容器包装 利用商品 販売額 (百万円)	②：輸出品 利用量(kg)	③：国内 利用量(kg) <small>※中身重量は含み ません(他の欄も 同様)</small>	④：自主回収 認定容器 利用量(kg)	⑤：容器包装 利用量 (③-④)(kg) <small>※③-④の値が入 ります。</small>	⑥：自主回収 認定容器分を 除く容器包装 回収量(kg)	⑦：③-④-⑥の うち業務用 出荷容器 包装量(kg)	⑧：家庭系 排出比率(%)
3 2	1. 食料品 2. 清涼飲料等 3. 酒類 4. 油脂加工等 5. 医薬品 6. 化粧品等 7. 小売業 8. その他 (1つだけ) ○	a. ガラスびん(無色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		b. ガラスびん(茶色)	百万円		kg	kg	kg	kg	kg	%
		c. ガラスびん(a. b以外)	200 百万円		1,000 kg	0 kg	1,000 kg	0 kg	0 kg	%
		d. ペットボトル (飲料・しょうゆ・しょうゆ加工品等・酒用)	百万円		kg			kg	kg	%
		e. 紙製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%
		f. プラスチック製容器	百万円	kg	kg	kg	kg	kg	kg	%

⑥、⑦がわからない場合は
⑧欄に記入してください